

第4回宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会会議次第

◎日時 平成16年3月19日(金)

午後3時から午後5時まで

◎場所 宇都宮市役所14階D会議室

1 開会 (午後3時)

2 報告

パブリックコメントの実施状況について (午後3時1分～午後3時5分)

3 議事

(1) 第3回会議の会議録について【資料1】 (午後3時6分～午後3時10分)

(2) 指針案について【資料2】 (午後3時11分～午後3時40分)

(3) 提言書(案)について【資料3】 (午後3時41分～午後4時50分)

4 その他 (午後4時51分～午後4時55分)

5 閉会 (午後4時56分)

配付資料一覧

- | | |
|-----|------------------------------|
| 資料1 | 宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会第3回会議会議録(案) |
| 資料2 | 宇都宮市人権施策推進指針素案について |
| 資料3 | 宇都宮市人権施策推進指針素案に関する提言書(案) |

第4回宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会会議次第

◎日時 平成16年3月19日（金）

午後3時から午後5時まで

◎場所 宇都宮市役所14階D会議室

1 開会

2 報告

パブリックコメントの実施状況について

3 議事

(1) 第3回会議の会議録について【資料1】

(2) 指針案について【資料2】

(3) 提言書（案）について【資料3】

4 その他

5 閉会

配付資料一覧

資料1 宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会第3回会議会議録（案）

資料2 宇都宮市人権施策推進指針素案について

資料3 宇都宮市人権施策推進指針素案に関する提言書（案）

第3回懇談会での指摘事項に関して

I 指針素案に盛り込んだ事項

1 企業関係

営利を目的としない団体についても対象とするため、「企業・団体等」とする。

2 「感染症患者等」

(1) ハンセン病関係

- ア 「元患者」・「回復者」のいずれかが適切か。 「元患者」
- イ ハンセン病に関して、医療、生活一切は国費負担 指針素案から「医療・福祉等に万全を期す」を削る。

(2) 「難病」について追加

3 「定住外国人の生活環境に関する施策」について

「地域との交流促進」の項目を追加

(オ) 地域との交流促進

- ・ 在住外国人と地域の人々との交流を促進するため、自治会、学校等との協力体制の構築を推進します。

II 指針素案に盛り込まなかった事項

1 DVなどの加害者に対する指導体制の確立（支援システムの確立）について

指針の目標は、教育・啓発の推進であること、加害者（差別した者）への措置等についての国の動き（人権擁護法案）がある。

2 「生存権の保障」について

- ・ 生存権の保障は、憲法上の問題である。
- ・ 指針の目標は、教育・啓発の推進である
- ・ 生活保護の認定は国が定める基準によっていることや、給水停止の措置等を実施している担当課、ひいては新たな財政負担につながる可能性があり、これらについては未だ庁内で議論されていないため、指針策定に当たっての庁内合意まで得られない可能性がある。

3 「宇都宮市の部落に関する固有の歴史について付記すべき」について

客観的に事実を裏付ける社会的に認知されたものがないため。

宇都宮市人権施策推進指針素案に
関する提言書

(案)

平成16年3月
宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会

はじめに

当懇談会は、宇都宮市が人権教育・人権啓発に関する施策の効果的な推進を図るため人権に関する基本的な考え方や施策の基本方向を明示する指針を策定するに当たり、日々、女性、子ども、高齢者、障害者、感染症の患者や元患者、外国人、同和問題などの人権課題に取り組んでいる者の視点から、宇都宮市の作成した指針素案に対し、幅広く意見・提言を行うため設置されたものである。

私たち懇談会の委員は、各人権課題の解消に向け、人権が尊重されるまちづくりが実現できるよう、熱意を持って意見交換を重ねてきた。

この提言書は、懇談会の活動を終えるに当たって、これまでの4回にわたる会議における各委員からの意見、提言をまとめたものである。

宇都宮市においては、今後、市民一人ひとりに人権の概念が理解され、すべての人が個人として尊重され、平和で希望と活力のある社会や個人の能力が十分に発揮できる社会の実現に向け、宇都宮市人権施策推進指針において示される各施策を効果的、計画的に推進するよう、強く望むものである。

「第1章基本的な考え方」に対する意見

1 「すべての人」について

- ・ 日本国憲法の基本的人権に関する規定では、「すべての人」と「国民」と分けて規定しているが、これは、外国人には保障しないという趣旨ではないので、このように考えるべきである。
- ・ 国際的な流れの中で、国籍による差別というものは、厳しく批判されているというのが現実であるので、日本国憲法には「国民」と規定されていても、条約との整合性を図る意味で、外国人も例外ではなく「すべての人」として含む形で考えるべきである。
- ・ 指針は、すべての市民が目にするものであるので、できるだけ判りやすく、理解しやすいようにすべきである。

2 「人権の基準」について

- ・ 人権教育・啓発を行うに当たり、何を教育し、何を啓発するのかという、人権に関わる基準、守らなければならない基準を提示すべきである。
- ・ 人権教育の内容については、守らなければならない人権基準、水準というものをある程度明確にした形で、人権教育マニュアルをつくるべきである。
- ・ 最低限度とは何かということは各施策で共通しているので、最低限きちんと守らなければならない人権、あるいは一線を超えてはいけないというものを、しっかりと学ぶべきである。
- ・ 市が施策を展開する場合において、人権がどの水準で保障されるべきなのかということ常を常に念頭におくべきである。

3 「複合性」について

- ・ 女性、子ども、高齢者の順番で並んでいるが、女性の中には部落出身者もいるし、高齢者の中にも女性がいるわけであり、単発的にこれは女性、これは子どもというように割りきれない。そういう意味での複合性というものも含めて、市は縦割り行政ではなくて、総合的な視点から施策を推進すべきである。

4 「権利」と「義務」について

- ・ 自己の権利というよりは、むしろ、欲求というものが他者の権利を侵害するような形で、問題発生につながってくるということを考えるべきである。
- ・ 自己の権利は権利なのだが、欲望のままに動く人間というのが問題であることを認識すべきである。
- ・ 人権の議論と義務の議論は、どのように整理するのかということは、ここで義務を強調してしまうと、人権の議論は危うくなってしまうので注意すべきである。
- ・ 義務の議論と権利の議論を抱き合わせですることは、注意する必要がある。
- ・ 権利と義務ということがあったときに、ここでは、義務を出すのは特別必要ではなくて、権利の方を強調すべきである。

5 「国際社会での取組との関係」について

- ・ 条約について触れる場合は、批准していることに力点をおいて、国内法として機能するという点も強調すべきである。
- ・ あわせて、日本国憲法との兼ね合いを考えながら人権を考えることが必要である。
- ・ 人権の議論をするときには、かつてに、あれが人権、これが人権というよりも、国際社会において承認され、批准された条約を、基準として考えるべきである。
- ・ 全体を流れている人権問題に関するポイントは、国際的潮流と国内的な流れとを合わせて考えた場合、少数者の権利擁護の強化を図ることである。

「第2章様々な場を通じた人権施策の推進」に対する意見

1 総論

- ・ 学校、地域社会、家庭、企業と分けているが、かつてこれらが共同体として機能していたことを前提として分類しているものであるが、現在では、これらの共同体は崩壊しつつあるのではないか。このような状況の中では、一人ひとりの人権をきちんと尊重する社会づくりが必要となってきた。
- ・ つまり、今の状況を見ると、学校や家庭、地域で何かあったときに、文化だとか習慣だとかしきたりで支えあうということは、誰も共通項を持たなくなっているのので、人権を介在させる必要がある。
- ・ 人権というものを、もう一度、社会を作っていくための機軸にして、どのような

社会の在り方にすべきなんだということ、つまり、個人がばらばらになっている段階で、人権というものをきちんと据えて整理をすべきである。

- ・ 制度や法律をつくることは簡単だけれども、意識というものは、制度や法律ができたから変わるかという、変らないから、このような問題が出てくるわけで、それを考えながら、基本方向にある具体的な施策を考えていくべきである。
- ・ 大きな変化の流れの中で、人権というものが実態的に、次第に確保されつつあるものの、今、我々はそれを意識的に、人権という視点から見直すべきである。
- ・ 人権を考えたときの一番の基本は、人権とは何かと考えるのではなくて、人権が侵害されるという現状から、侵害されているものを、少しでも修正していこうと考えるところから出発すべきである。
- ・ このようなことから、一応原理的には学校、地域社会、家庭、企業と分けながら、普遍的な人権というものを念頭に置きつつ、現状の人権の問題を考えていくということで議論を進めていくべきである。
- ・ はみだしてしまったホームレスや、生徒をどう扱っていくのかという、いわゆるケアの問題も、今、緊急の課題として求められているなど、人権という視点から、どう対応していったらいいかということを検討することも必要である。

2 「学校」について

- ・ 学校は、集団教育の場であり、同時に個性を伸ばす場でもある。ということは、集団に力を入れて考えるか、個に力をいれて考えるかということは、絶えず対立していたり、矛盾が生じたりする。体育の時間はみんなで同じユニホームを着て、同一の行動をしており、これに対しては個性の尊重があるのかという指摘もあるが、学校においては、児童生徒の教科の好き嫌い、考え方、更には人生観、個性は尊重されるべきだ。
- ・ 「学校」で人権問題を理解するために大切なことは、「きちんと学習すること」である。世界観、人生観について学ぶことや歴史を学ぶという、基礎学力に類するようなことがきちんと理解されない限り、施策の基本方向にあるような教育を行っても、ボランティア活動をしてもしかたがないので、指針の中にこのような文言を入れるべきである。
- ・ 現在の学校に「共生」つまり、共に生きるという人権の原則を入れていくと、ど

うしても入りにくい。二の次だという話になりがちだから、むしろ、そこをどういうふうにするのかということを示さないと、競争社会は生きていけなくなるということに力点が置かれ、人権教育も絵に描いた餅になってしまうので、「共生の心」、共に生きていくということは、人権の原則として重要なことであるから、共生の原理と競争原理とのバランスをどうやって取るのか、ということを示す必要がある。

3 「地域社会」について

(特になし)

4 「家庭」について

(特になし)

5 「企業・団体等」について

- ・ 機会の平等と入口の平等、結果の平等ということで、アメリカなどではかなり厳しく結果の平等を考えていて、入口では平等であっても、結果で平等でなければ、その間には差別があったと認定する。人権を守る施策として企業に何を求めるのか、あるいは、労働者の人権を守ることが企業の社会的責任だとすれば、これをはっきりと出すべきである。
- ・ 人権という視点からは、現在の企業における人事管理等には様々な問題がありそうだという指摘や、企業は利益を追求しなければならないということでもかなりの面で無理が行われているのではないかという懸念もあることから、こういったことをいかに調整するかということも課題として認識すべきである。

「第3章特定職業従者に対する人権施策の推進」に対する意見

1 総論

- ・ 特定職業従事者をここで取り上げるのは、これらの人々は基本的に権力を行使する立場にある人であるからであり、列挙されていない議員や法曹関係者など権力を行使する立場のある人に対しても人権教育が行われるべきである。
- ・ この場合も、人権教育の内容が極めて重要であり、本当に権力を行使する立場にある人が、抑制的になれる人権教育となるよう、人権という基準を入れていくべき

である。

2 「市職員」について

- ・ 市の職員は、法律で規定されているとおりに事務を行ったとしても、ときには、人権を侵害してしまうことがあるので、どこが抑制の範囲なのかということを入権教育の中で学ぶことが重要である。

3 「教職員・社会教育関係職員」について

- ・ あくまでも一つの手法として参加体験型学習があるのであって、これを行うことで、教職員の資質がすべて向上するかということではないわけであり、一斉授業でも大事なことはあるわけで、色々なことを組み合わせることが、現場では必要である。
- ・ 参加体験学習の行われている福祉施設というのは、子どもの体験学習の場でも、職員の研修の場でもなくて、生活の場であり、そこを使わせていただいているわけだから、そのような問題を伴いながら実施するのであれば、きちんと効果測定すべきである。

4 「医療・福祉関係者」について

- ・ 自己決定権を尊重するため、インフォームドコンセントはこれからも患者が理解できるように努めなければならない。
- ・ プライバシーに関しても、常に配慮されるべきである。
- ・ 医療・福祉関係者の現状と課題、施策の基本方向では、「何々が推進されるよう要請する」、「何々が図られるよう要請する」となっているが、どこに要請するのか。それが見えてこないと、個人に要請するのか、こういった団体に要請するのかが見えてこないので、要請の中身を明示すべきである。
- ・ また、要請しただけで終わってしまってはならない。

5 「マスメディア関係者」について

- ・ 推定無罪の原則、つまり有罪判決が出るまで無罪として扱われるという点に関しての抑制というものは、憲法の原則であるから、もっと強く書くべきである。

- ・ 警察が発表したものだけでなく、マスコミは独自に色々取材もするわけであり、最近では、各社力を入れてやっていると思われることから、この表現のままでよい。
- ・ 広い意味でいえばマスコミがペンの力を駆使して、権力と闘っているのかということであり、人権に関しては、寂しい状況があるわけで、それをペンの力で改善すべきである。

「第4章重要課題への対応」に対する意見

1 総論

(1) 「重要課題」について

- ・ 指針に掲げられた重要課題以外にも、ホームレスとか、同性愛者、インターネット等における差別的情報、性的指向などの課題も存在しているので、取り入れるべきだ。

(2) 「生存権の保障」について

- ・ 最低限度の生活保障をある程度謳うこと、つまり、住民として生活に関わるものは保障しますよということが必要であることから、生存権の保障という形で、文言を入れたほうがいい。
- ・ 我々の共通の敵は、歴史的に見て貧困であったわけだが、その貧困から救済するものとして生活保護制度ができた。それを踏まえて、生存権の保障という観点も考慮すべきである。

(3) 「当事者主義」について

- ・ 人権に関する施策を考える場合に共通しているのは、当事者の声を聴くということである。当事者の意見を聴いて、当事者のありようをしっかりと押えて、対策を組んでいくべきである。

(4) 「差別する者への対応」について

- ・ 人権問題は、差別を受けている者の問題と理解するのではなくて、差別をする人の問題と理解すべきである。

- ・ 差別を受けている者に対してどういう問題があるのかということ認識することも重要であるが、差別をする側にどういう問題があるのか、それをどういうふうに規制するのかということも、かなり重要である。このような観点からすると、差別をする側に関してどういう処置をするのかということについても今後検討すべきである。
- ・ 根本的な人権教育を行う必要がなぜあるかといえば、被害を生み出している側が基本的に変らなければならないからである。被害が出たときの報告を聞いていだけでは人権教育にはならないので、そのところをきちんと据えた人権教育をすべきである。

2 「女性」について

- ・ DVとかセクシュアルハラスメントだとか、買春だとか、そういうような問題に取り組まないまま問題は残っているのだという現状を認識すべきである。
- ・ 現実の問題では、相談機関というものがどんどんできてきても、女性に対する暴力に対応し、被害女性を保護する民間シェルターが必要になっているので、もう一歩踏み込んだものを出すべきである。つまり、支援システムを確立するという言葉を入れるべきである。
- ・ DV等被害者に対する相談支援と女性に対する暴力の根絶というのは、子ども買春、買春は女性に対する暴力とみているが、女性が性を売っていることはギブアンドテイクでお金を貰っているのだからそれでいいのではないかという風潮があるものの、経済的な格差の中で、女性が男性に買われる性であるというイメージで、婦人保護事業を含めてイメージしたものであって欲しい。

3 「子ども」について

- ・ 子どもの個性を尊重するということであれば、子どもが中心となって色々なことに取り組んでもらえるような施策に力を入れて欲しい。
- ・ 虐待についても、地域社会もそうだが、一番は大人、特に親である。今の若い母親、父親も同じだけれども、強制的にもう少し教育するという施策があってもいいのではないかと思うぐらい、相談というよりも親の考え方を変えてもらわないと、これから親になる人、子どもには少なくともこういった意識を植付けるような施策

を行ってほしい。

- ・ 特に、施策の基本方向の中では、今の子どもたちの姿を見た場合、支援体制をもう少し強化するということをクローズアップした方がよい。
- ・ 現状のところでは、具体例として児童虐待、不登校、いじめ、学校における体罰、校内暴力については明記したほうがよい。

4 「高齢者」について

- ・ 「介護予防の支援」が、市の施策として行われているが、まだまだ強化されていないので、「介護予防の支援」、高齢者の介護予防支援の体制強化と推進ということを加えるべきである。
- ・ また、高齢者の虐待防止という項目を設けるべきである。
- ・ これとあわせて家庭教育について、いくら核家族化が進んでいようとも、家庭教育を推進しなければならないので、家庭教育について付け加えるべきである。
- ・ 高齢者を敬う心が必要であることから、学校教育の充実、啓発活動の推進のところには、具体的にこういった文言をいれてほしい。
- ・ 高齢者になれば病気がちになるし、生産活動からは後退するが、そのこと自体で労働できる成人期よりも価値がないという判断がなされているから、それを抜本的に変えていかなければ、これからの高齢者は生きていけない。このようなことから、高齢者を尊重する意識の改善についても施策を実施すべきである。

5 「障害者」について

- ・ 成年後見制度に関しては、まだ十分に理解されていないということがあり、制度の活用ということがなかなかできていないということがあるので、それこそ障害者自身の権利を親なり周辺が意識するというところに繋がることから、成年後見制度の利用支援をもう少し具体的に、利用の方法などの広報、あるいは啓発なども入れて、制度の理解を進めるようなことを入れるべきである。
- ・ 12月9日の障害者の日は、祝祭日になっていないのだが、障害者の日というものを書き、この日を何らかの形で意識してもらうような行事なり、あるいは、理解が進むような形で、広報・啓発活動のところに具体的には障害者の日というものを広報するようなことを入れてもらいたい。

- ・ 要するに、ここに共通するのは、普通の人間よりも劣るからということだろうと思うが、目が見えないのは確かであるけれども、人間の能力が劣るわけではないのに全部劣るようにするから人権侵害だと思うけれども、そういう点で、後見制度についても、もう少し意識を変えるとともに、利用についての具体的な支援をPRしてもらいたい。

6 「外国人」について

- ・ 外国人との交流関係では、外国人はたくさんいるが、日本語がしゃべれないので、できれば外国人も、地域の自治会に参加できるようにすべきである。
- ・ 自治会に参加したいと地域において話をしたが、外国人には身分がないからため、誰か保証人になってくれれば自治会に加入させるということになっている。こういったことで、外国人が日本社会に入っていったら、生活できるのでしょうか。考えを改めるべきである。
- ・ 日本語学校に通って日本語を勉強しても、それを使うようにならないと、外国人は日本語がしゃべれるようにならないので、外国人が日本の社会に簡単に入れるような施策を検討すべきである。

7 「感染症患者等」について

- ・ 「感染症患者等」のところは、結局、国の文書はHIVとハンセン病だけだが、病気で悩んでいる人というのはこれだけではなく、難病も当然入ってくるので、これに関する施策についても検討すべきである。
- ・ また、こういったもの以外でも、我々は実際、様々な病気で悩んでいる訳だが、もっと広げて、病に苦しむ人々という意味で、広げてここを書くべきである。
- ・ その他にも様々な病気で苦しんでいる人がいるということでまとめてしまえば、広がりを持つので、そのようにしてほしい。

8 「同和問題」について

- ・ 現状と課題では、当事者である宇都宮の部落出身者の現状については、何も触れていないので、記載すべきである。
- ・ 事実に基づいた、例えば宇都宮の城下町の中の治安維持、人々が夜安心して眠れ

るために、火の番の役割をしたり、街道の入口出口に被差別部落をいくつか置いて、そこは、不審者が入れないように番をしていた。町の人たちにとっては、かなり、治安維持という重要な役割を担っていたけれども、それがいつのまにかマイナスイメージで、差別の対象となってしまった。部落問題は怖い問題であり避けた方がよいというのは、マイナスイメージである。このようなことから、えせ同和行為についてだけ、素案のように限定してしまうよりも、部落問題について人々が抱くマイナスイメージというものが、実は大きな問題であることを指摘すべきである。

- ・ 部落問題に関してはきちんとした事実に基づいた歴史と現状について、啓発の中で徹底することにより、マイナスイメージに捕らわれている状況を変える必要がある。

「第5章推進体制等」に対する意見

(特になし)

宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会会議経過

第1回 平成15年10月28日

議事

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 会議及び会議録の公開について
- (3) 指針素案の概要(第1章)について
- (4) 今後の会議日程について

第2回 平成15年11月27日

議事

- (1) 第1回会議の会議録について
- (2) 指針素案の概要(第1章)の内容の一部変更について
- (3) 指針素案の概要(第2章及び第3章)について

第3回 平成16年1月7日

議事

- (1) 第2回会議の会議録について
- (2) 指針素案の概要(第2章及び第3章)の内容の一部変更について
- (3) 指針素案の概要(第4章及び第5章)について
- (4) 提言書案のまとめ方について

第4回 平成16年3月19日

議事

- (1) 第3回会議の会議録について
- (2) 指針案について
- (3) 提言書(案)について

宇都宮市人権施策推進指針策定懇談会委員名簿

：会長

：副会長

(敬称略)

1	学識経験者	坂本千代子	宇都宮人権擁護委員
2		伊達悦子	作新学院大学女子短期大学部教授
3		増井瑞穂	弁護士
4		横島章	宇都宮大学教育学部教授
5	行政関係者	上野弘一	宇都宮市立平石北小学校長
6		齋藤正信	栃木県生活環境部参事
7		高橋勝也	宇都宮市立陽西中学校長
8	関係団体等	和田献一	NPO法人人権センターとちぎ副理事長
9		柿沼賢	宇都宮商工会議所常議員・商業小売部会副部会長
10		鎌倉三郎	宇都宮市青少年育成市民会議会長
11		小林孝	栃木県藤楓協会相談役
12		小林保子	宇都宮市女性団体連絡協議会広報副部会長
13		近藤貴子	栃木県老人福祉施設協議会副会長
14		佐藤英雄	下野新聞社編集局次長
15		鈴木勇二	栃木県知的障害者育成会宇都宮支部副支部長
16		ディアス・クリサンタ	宇都宮市国際交流協会事務局員
17		中村明美	NPO法人ウイメンズハウスとちぎ代表
18		浜野修	栃木県在宅介護支援センター協議会会長
19		星紀彦	宇都宮市医師会副会長
20		間庭秀夫	全日本同和会栃木県連合会会長
21		山崎富子	宇都宮市障害者福祉会連合会理事
22	公募委員	高澤満	NTT-ME 栃木人権啓発室長